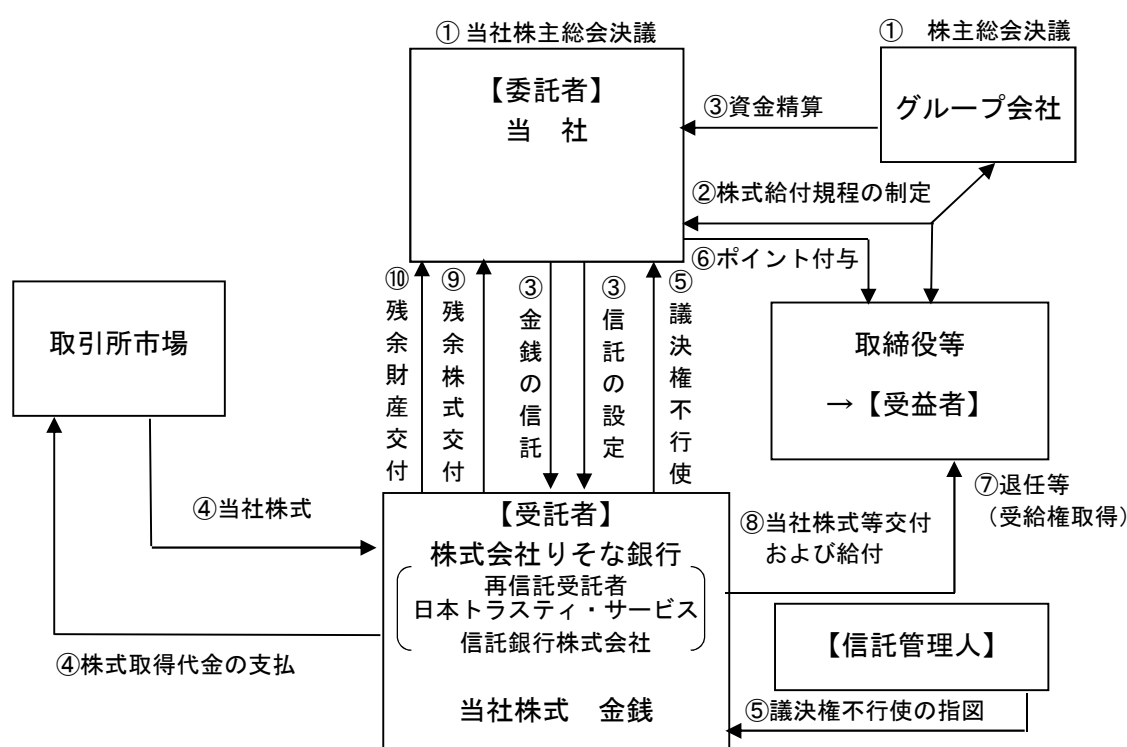


- (8) 信託の期間 : (変更前) 令和元年8月7日(予定)から本信託が終了するまで
(変更後) 未定
- (9) 議決権行使 : 行使しない

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 120百万円
- (3) 取得する株式の総数 : 120,000株
- (4) 株式の取得時期 : (変更前) 令和元年8月7日(予定)～令和元年9月30日(予定)
(変更後) 未定
- (5) 株式の取得方法 : 取引所市場 (ToSTNet-2 または ToSTNet-3 を含みます。) より取得

【本制度の仕組】



- ① 当社およびグループ会社は、本制度の導入に関して協議をし、各社株主総会において、本制度による取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社およびグループ会社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、取締役等へのポイント付与・株式交付の基準等を定めます。
- ③ 当社は、本制度を実施するため、当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し本信託を設定します。
- ④ 受託者は、信託された金銭により、取引所市場 (ToSTNet-2、または ToSTNet-3 を含みます。) を通じ取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式にかかる議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥ 当社は、株式給付規程に基づき取締役等へポイントを付与します。
- ⑦ 取締役等は、退任等により当社株式および金銭の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧ 受託者は、受益者に当社株式および金銭を交付および給付します。
- ⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更および本信託へ

追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却するもしくは公益法人に寄付する予定です。

- ⑩ 本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄付する予定です。

3. 本制度の開始時期の延期とその理由

当社は、令和元年5月16日付で本制度の導入を公表し、令和元年6月27日開催の第51期定時株主総会において役員報酬として決議され、本日開催の取締役会において、その詳細について決定しましたが、開始時期につきましては、諸般の事情により延期することといたしました。

これに伴い、本信託における当社株式の取得についても延期となります。

4. 今後の見通し

延期後の本制度の開始時期等については、決定次第、速やかに開示いたします。

以上